

令和7（2025）年2月および3月検針分の 水道料金の基本料金を全額減免します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して経済的負担の軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金のうち基本料金を全額減免します。

※水道料金の従量料金と下水道使用料は減免対象外です。

1 事業名

水道基本料金負担軽減対策事業



2 対象者

水道供給区域のうち市内全ての給水契約者

個人および事業者を問いませんが、国、県、市の施設などは対象外となります。

対象件数：約 40,300 件（1 カ月）

3 減免する水道基本料金

水道基本料金はその口径毎に右表のとおり設定されており、1 カ月当たり右表の料金を減免します。減免予定総額は2 カ月分で約 9,200 万円です。

口径 (mm)	減免する基本料金 1 カ月分(税込：円)
13	1,045
20	1,078
25	1,815
40	5,511
50	10,978
75	22,913
100	68,090
100 超	266,354

【参考】市の一般家庭1カ月平均使用量：約 14 m³
仮に口径 13mm で計算すると、1 カ月の水道料金 **2,589 円**（基本料金 1,045 円 + 従量料金 1,544 円）

◆減免後の1カ月の水道料金支払総額
2,589 円 - 1,045 円（減免する基本料金） = **1,544 円（約 40%減）**

4 その他

- (1) 各給水契約者様からの申し込み手続きは不要です。
- (2) 2・3月の「水道検針のお知らせ（検針票）」には、減免された金額での表示となります。
- (3) 水道のみの利用で使用量が 0 m³ の場合、納入通知書は発行されません。

